

- ▶ オーストラリアの2020年1-3月期の実質GDP成長率は前期比▲0.3%とマイナス成長
- ▶ 景気後退（リセッション）入りが示唆される中、経済活動は徐々に再開へ
- ▶ 感染第2波への懸念、家計消費・設備投資の手控え継続、豪中関係の悪化など、新型コロナウイルスに関するリスク要因には依然として注意が必要

## 2020年1-3月期の実質GDP成長率は前期比▲0.3%

オーストラリア統計局が6月3日に発表した2020年1-3月期の実質国内総生産（GDP）成長率は前期比▲0.3%となりました（図表1）。2011年1-3月期（同▲0.3%）ぶりのマイナス成長です。

内訳を見ますと、新型コロナウイルス（以下、新型コロナウイルス）の感染拡大に伴う行動制限措置の影響を受けやすいサービス消費が減少し、家計消費支出は大幅に落ち込みました。純輸出（輸出-輸入）は、プラス寄与となりましたが、輸出の減少以上に輸入が落ち込んだことが背景です。輸入は、国内需要の弱さから財が減少したほか、旅行規制の影響によりサービスも大幅に減少しました。

## 4-6月期の落ち込みはより大きくなるとみられる

オーストラリアでは、3月下旬から外出制限や一部業種への営業制限など、感染防止策が本格的に強化され始めました。こうした制限措置強化は、1-3月期中の限られた期間しか行われていなかったため、4-6月期にGDPの落ち込みはより大きくなるとみられます。オーストラリアは一般的にリセッションと言われる2四半期連続のマイナス成長に陥る可能性が高くなりました。

ただし、5月以降は、オーストラリア政府はこれまでの制限措置を三段階で緩和していくロードマップを公表するなど、経済活動の再開に向けた動きが加速しています。年後半にかけて、経済活動正常化に向けた動きとともに、GDPの落ち込み度合いは縮小していく見通しです。

## 新型コロナウイルスを巡るリスクには依然として注意が必要

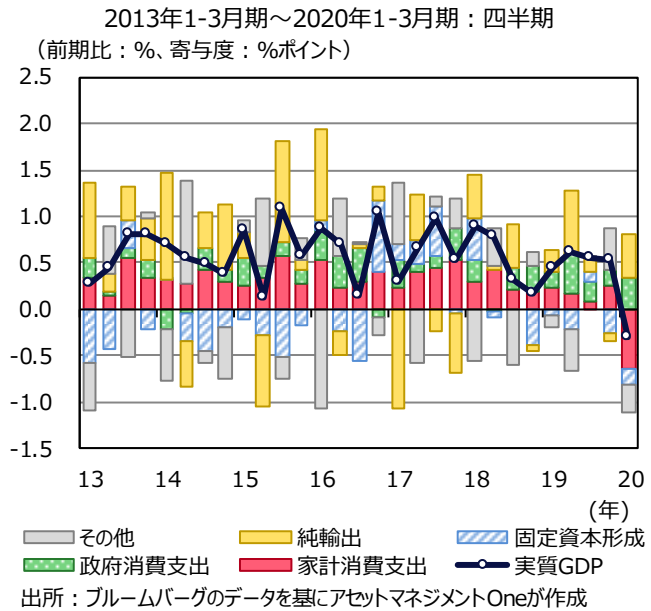
行動制限緩和により経済活動の緩やかな回復が期待されますが、①感染第2波への懸念、②それに伴う家計消費・設備投資の手控え継続、③豪中関係の悪化による対中輸出の減少、など新型コロナウイルスを巡るリスク要因には依然として注意が必要と考えます。

特に、③豪中関係の悪化については、新型コロナウイルス発生源の調査を要求するオーストラリアに対し、中国はオーストラリア産牛肉や大麦等への輸入規制を公表しました（図表2）。

オーストラリアにとって中国は最大の輸出相手国であり、今後、豪中の関係悪化が鉄鉱石や石炭などの中国向け資源輸出にまで波及しないかが懸念されます。

（調査グループ 森田曜光 13時執筆）

図表1 実質GDP成長率と寄与度



図表2 4月以降の豪中関係の経緯

### 4月23日

モリソン豪首相が新型コロナウイルスの感染経緯について「独立した調査」の実施を主張  
中国外務省の耿爽・副報道局長が「国際的な防疫協力を妨害する」と反発

### 4月27日

豪紙のインタビューで、駐豪中国大使が、豪州産ワインや牛肉の輸入減などの可能性に言及

### 5月10日

豪州産大麦に対し、中国が約80%の高関税を検討していることが判明  
サイモン・バーミンガム豪貿易相が「不当な課税の可能性を憂慮している」と批判

### 5月12日

豪州の食肉処理業4社に対し、中国が輸入停止措置

### 5月22日

中国の「香港国家安全法」の制定発表を受け、英・豪・加外相は「深い懸念」を表明する共同声明を発表

出所：各種報道を基にアセットマネジメントOneが作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

# 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

## 【投資信託に係るリスクと費用】

### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

#### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

#### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。